

平成29年9月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

9月度の全体の相談受付件数は計109件で、前月度と比較すると22件減、対前年同月比では23件減(新車関係15件減、中古車関係14件増)となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの問い合わせが全体の50%、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが全体の21%を占めています。

【相談者の内訳・平成29年9月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	59	38	12	109
広告代理店	36	15	4	55
メーカー系ディーラー	13	4	6	23
自動車関係団体	5	3	2	10
中古車専門店	1	8	0	9
中古車情報誌社	1	4	0	5
メーカー	2	2	0	4
新聞社	1	0	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	0	2	0	2

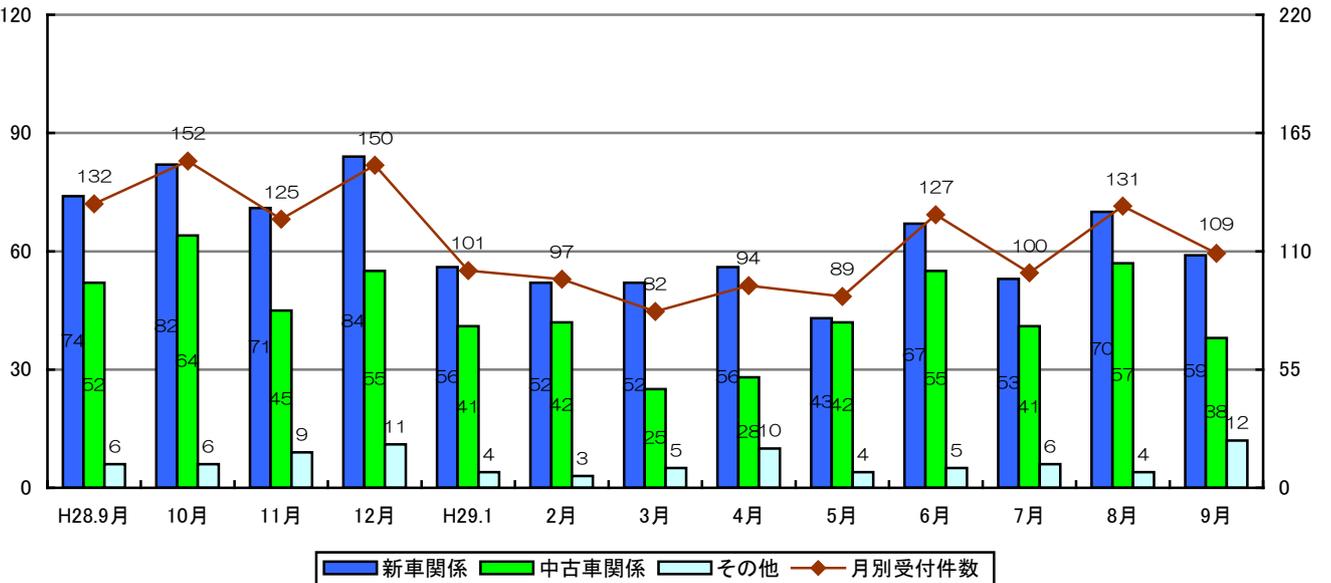
→

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	14
メーカー系ディーラー	35
中古車専門店	5
その他	1

【相談受付件数の推移・平成28年9月～平成29年9月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが全体の約40%、『特定事項の表示』に関する問い合わせが約25%を占め、表示に関する問い合わせの約65%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	48	81.4%	その他	2	3.4%
景品関係	9	15.3%	合計	59	100%

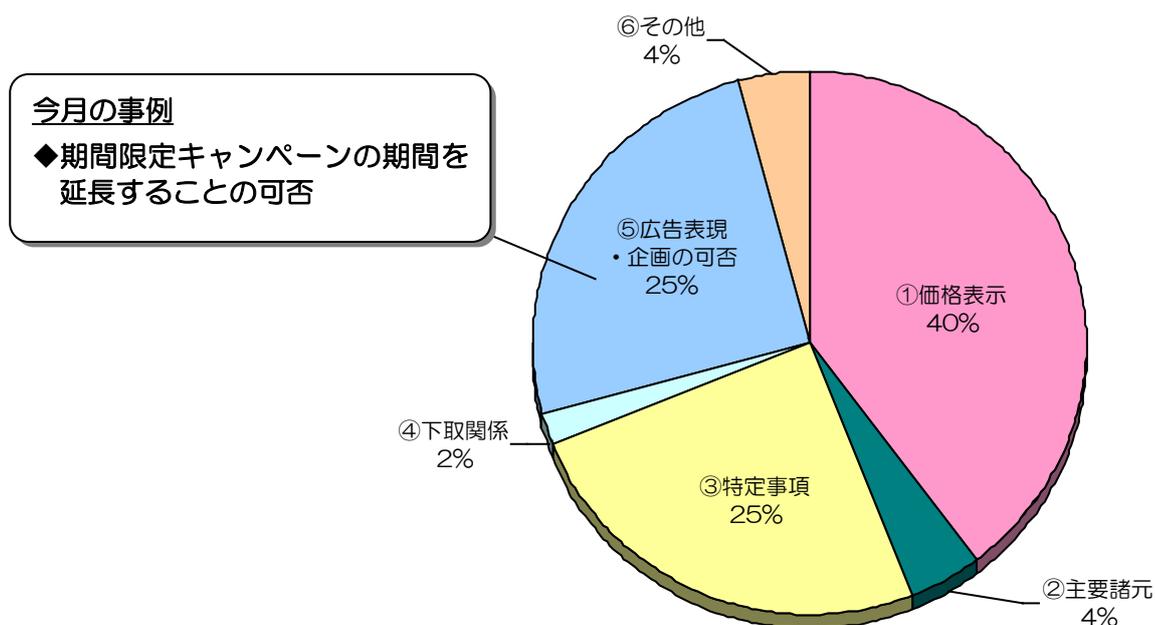
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	19	39.6%	③特定事項	12	25.0%
表示方法	9	18.8%	燃費	1	2.1%
値引表示	3	6.3%	安全・環境	9	18.8%
割賦・リース	6	12.5%	写真・イラスト	2	4.2%
その他	1	2.1%	⑤広告表現・企画の可否	12	25.0%
②主要諸元	2	4.2%	広告表現の可否	9	18.8%
③下取関係	1	2.1%	抽象的な問い合わせ	3	6.3%
			⑥その他	2	4.2%
			合計	48	96%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	4	44.4%	オープン懸賞	1	11.1%
一般懸賞（抽選等）	3	33.3%	その他（期間延長等）	1	11.1%
			合計	9	100%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [新車関係]

〔期間限定キャンペーンの期間を延長することの可否〕

Q. 当社では、9月中に新車購入された方を対象に低金利キャンペーンを実施しており、チラシ広告や自社HPにおいて「9月限定！ 1.9%低金利キャンペーン」と告知していますが、好評のため、10月末まで延長し、10月に配布する予定のチラシ広告には「10月限定！」と告知しようと考えていますが、問題ないでしょうか。

(9月配布のチラシ広告)

<9月限定！>

1. 9%特別低金利キャンペーン実施中！



期間を延長して「10月限定」と表示

(10月配布予定のチラシ広告)

<10月限定！>

1. 9%特別低金利キャンペーン実施中！

A. 「9月限定！ 1.9%低金利キャンペーン」と表示、実施したにもかかわらず、10月にも同様のキャンペーンを実施（期間延長）した場合、「9月限定！」との表示が、あたかも9月中に新車を購入した場合に限り、1.9%ローンが適用されるかのように一般消費者に誤認される不当表示（有利誤認表示）に該当します。そのため、キャンペーン期間を延長することはできません。

◆「期間限定」と表示しながら、期間終了後に同様のキャンペーンを継続して実施した事業者に対し、消費者庁が景品表示法違反として措置命令の措置を採っています。

アディーレ法律事務所に対する景品表示法に基づく措置命令（平成28年2月16日付）

（措置の対象となった表示内容の一例）

自社HPにおいて、「2014年11月4日～11月30日」、「今だけの期間限定」と表示した上で、「契約解除時に着手を全額返金する」旨、「着手を無料又は値引きする」旨、「過払い金診断が無料となる」旨を表示していたが、翌月12月1日～1月4日までの期間においても、期間限定として同様のキャンペーンを実施、自社HPにおいて同様の表示を行っていた。

●詳細は、消費者庁HPをご参照ください。

(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160216premiums_1.pdf)

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『広告表現・企画の可否』に関する問い合わせが全体の約34%、『価格表示』に関する問い合わせが約38%を占め、表示に関する問い合わせの約72%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	32	84.2%	その他	5	13.2%
景品関係	1	2.6%	合計	38	100%

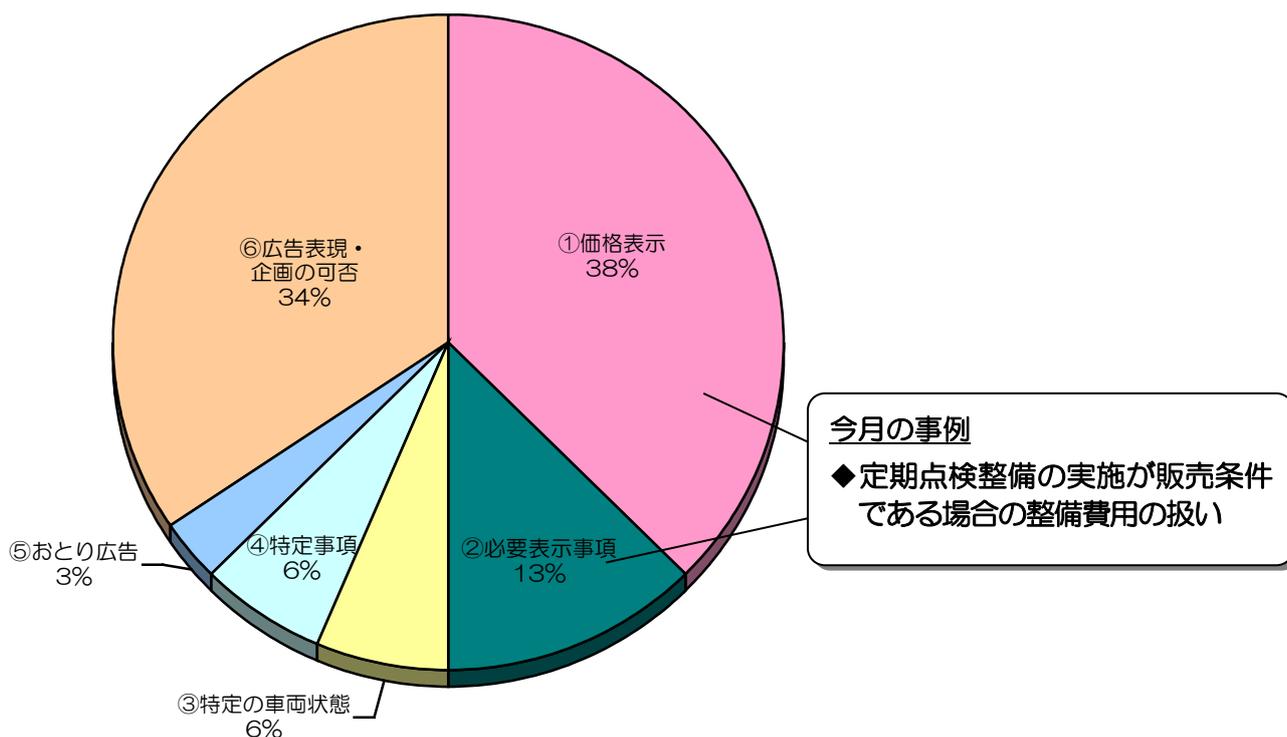
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	12	37.5%	リサイクル料金	2	6.3%
値引表示	3	9.4%	③特定の車両状態	2	6.3%
支払総額	1	3.1%	④特定事項	2	6.3%
割賦・リース	7	21.9%	限定	2	6.3%
その他	1	3.1%	⑤おとり広告	1	3.1%
②必要表示事項	4	12.5%	⑥広告表現・企画の可否	11	34.4%
走行距離数	1	3.1%	広告表現の可否	3	9.4%
定期点検整備実施状況	1	3.1%	抽象的な問合せ	8	25.0%
			合計	32	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	1	100.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	0	0.0%	その他	0	0.0%
			合計	1	100%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔定期点検整備の実施が販売条件である場合の整備費用の扱い〕

Q. 当社は、中古車を販売する際には必ず定期点検整備を実施していますが、その費用を車両価格には含めず、別途表示し、請求しています。先日、定期点検整備を実施しなければ販売しない場合には、その費用を車両価格に含めて表示するように、と言われましたが、その理由を教えてください。

A. 公正競争規約では、車両価格（現金販売価格）は、「店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格」と定められています。この車両価格には、保険料、消費税を除く税金、登録等に伴う費用を除く、車両の引き渡しに必要な全ての費用が含まれている必要があります。

定期点検整備費用については、定期点検整備を実施しなければ販売しない場合（保証付き販売の場合で、定期点検整備の実施が保証を付ける条件である場合を含む）、その費用は車両の引き渡しに必要な費用であるため、現金価格に含めて表示する必要があります。

※定期点検整備費用を車両価格に含めず、別途表示できるのは、「定期点検整備の実施は購入者の選択に任せる場合のみ」となります。

<販売方法と定期点検整備費用の扱い、表示方法についての一覧表>

販売方法等	定期点検整備費用の扱い	整備実施状況の表示
1) 展示時点までに整備を実施	現金価格に <u>含めて</u> 表示	・「定期点検整備あり(済)」
2) 納車時までに整備を実施		
①整備を実施しなければ販売しない場合 〔保証付き販売の場合で、整備の実施が保証を付ける条件である場合も含む〕	現金価格に <u>含めて</u> 表示	・「定期点検整備あり(納車時)」 ・「整備費用が価格に含まれている旨」
②定期点検整備の実施は購入者の選択に任せる場合	販売価格に <u>含めないで表示することも可能</u> (上記①のように現金価格に含めて表示することも可能)	・「定期点検整備あり(納車時)」 ・「整備費用が価格に含まれていない旨及び「整備費用の額」

今回のケースでは、定期点検整備費用を含まない車両価格を表示していますが、実際には、車両価格の他に同整備費用が必要であり、表示した車両価格だけでは販売することができないため、「表示価格で購入できるかのように誤認されるおそれのある表示（不当表示）」に該当しますので、このような表示は行わないようにして下さい。（保証やオプション品等の購入を販売条件とする場合も同様です。）

なお、プライスボードや広告等における「定期点検整備実施の有無」の表示については、整備費用を車両価格（現金価格）に含めた上で、一覧表の「2）①」とおり表示して下さい。

●販売価格等（定期点検整備や保証）の表示と販売方法が一致しているかどうか、次ページのチェックリストで確認してみてください。



販売価格等の表示と販売方法は一致していますか？

— 保証や整備、支払総額の表示と販売方法をチェックしてみましょう —

■ 広告等に「保証無・保無」と表示

✓ 販売方法が一致しているかチェックしてみましょう！

- ① 「保証」は用意していないので、「保証無」で販売
- ② 「有償保証」を用意しているが、付けるかどうかは、お客様が選べる
- △ ③ 「有償保証」を付けてもらわなければ、車両を販売しない

③を
チェック
した方！

！表示と販売方法が一致していません！以下のいずれかの対応が必要です！

- ① 「保証無」で販売することを申し出ているので、「有償保証」を付けるかどうかは、お客様が選べるようにする
- ② 保証費用を現金価格に含めた上で、「保証付」と表示する



■ 広告等に「整備別・整別」（別途整備費用●万円が必要）と表示

✓ 販売方法が一致しているかチェックしてみましょう！

- ① 「定期点検整備」を実施するかどうかは、お客様が選べる
- △ ② 「定期点検整備」を実施しなければ、車両を販売しない

②を
チェック
した方！

！表示と販売方法が一致していません！以下のいずれかの対応が必要です！

- ① 「定期点検整備」を実施するかどうかは、お客様が選べるようにする
- ② 「定期点検整備費用」を現金価格に含めた上で、「整備有込」と表示する



■ 広告等に「保証付・保付」、「整備別・整別」（別途整備費用●万円）と表示

✓ 販売方法が一致しているかチェックしてみましょう！

- ① 「定期点検整備」を実施するかどうかは関係なく、「保証付」で販売
- △ ② 「定期点検整備」を実施しなければ、「保証付」で販売しない

②を
チェック
した方！

！表示と販売方法が一致していません！以下のいずれかの対応が必要です！

- ① 「保証付」で販売することを申し出ているので、「定期点検整備」を実施するかどうかは関係なく、「保証付」で販売する
- ② 「定期点検整備費用」を現金価格に含めた上で、「整備有込」と表示する



☞ 裏面の支払総額もチェックしましょう！